

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料

<補足資料内容>

- 1. 鳥類のねぐら調査について**
- 2. 対象事業実施区域における水系の改変について**
- 3. 南東側道路における地域社会の調査等について**

令和2年9月

横浜市

1. 鳥類のねぐら調査について

鳥類現地調査については、対象事業実施区域及びその周辺の鳥類の生息状況の把握を目的として実施しています。

ねぐら調査については、今後、ムクドリ等、ねぐらの消失により市街地に移動し、フンによる害を発生させるような種に関しては、ねぐらの存在の有無について、現地調査の中で、以下の通り把握したいと考えています。

鳥類の現地調査については、鳥類が日の出頃より活動を開始し、早朝～午前中に活動が活発であることを考慮し、これらの時間帯に合わせて調査を実施しているため、活動を開始する時間帯（ねぐらからの飛び立ち）の生息状況を把握します。

また、フクロウ類調査等、動物については一部夜間調査も実施しますが、夜間調査については、日没前には現地に到着し、日没時には調査を実施することが可能であることから、これらの調査の中で、併せてねぐらの有無を確認します。

2. 対象事業実施区域における水系の改変について

対象事業実施区域内には、相沢川、大門川、和泉川の3つの水系が存在していますが、相沢川、大門川については、事業の実施に伴い、これらの改修等が行われる可能性があることから、環境影響評価項目として、「公共用水域の底質」「河川の形態、流量」を選定しています。



図 土地利用計画図

表 環境影響評価項目として選定した理由 (p7-6 表7.1-3(2)より抜粋)

環境要素		影響要因	選定した理由
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	河川の形態、流量	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

なお、河川改修を含む土地の改変に伴う貴重な動物や植物の種及び生態系への影響のうち、回避、低減による環境保全措置が困難な部分については、基本的に対象事業実施区域内において事業者が担保可能な範囲における代償措置を講じる考えであり、その内容については準備書において示します。

3. 南東側道路における地域社会の調査等について

(1) 将来における周辺の道路整備計画について



図 周辺道路の整備計画及び瀬谷地内線における予測対象交差点

瀬谷地内線（南東側道路）については、現在周辺の幹線道路からは分断されており、交通量は少なく、主要な交差点もない状況です。

都市計画対象事業の供用時には、対象事業実施区域内に計画される地区内道路を介して、北は八王子街道（供用時には拡幅予定）と結ばれるほか、南は瀬谷地内線や三ツ境下草柳線の一部整備により、中原街道とも結ばれる計画です。また、対象事業実施区域内に計画される3本の東西方向の地区内道路を介して、環状4号線と結ばれます。

(2) 瀬谷地内線（南東側道路）に係る地域社会の環境影響評価の内容について

瀬谷地内線（南東側道路）については、現状では主要な交差点もなく、交通量は少ない状況ですが、前述の道路整備により、将来的には図中の ○ の部分などに主要な交差点が形成されることとなります。

従って、供用時の道路のネットワークの状況が現状と大きく変わるため、現況交通量を把握してもこれに関係車両の走行を加える手法による将来交通量の推計はできず、予測条件としては用いることができませんが、現状の実態把握の趣旨においては、道路騒音、振動調査地点における断面交通量調査結果が活用できます。

従って、瀬谷地内線（南東側道路）沿道については、次の通り、供用後の交通混雑に関して(1)で示した道路整備が行われることを前提として予測等を行います。

- ① 供用後の関係車両の走行時における道路整備計画の内容（道路断面構成、交通安全施設の内容、推計交通量）を与条件として、関係車両走行ルート沿道における交通混雑の程度、歩車道分離の内容による歩行者の安全性確保の程度について予測します。
- ② 将来のネットワーク形成時における推計交通量を用いて瀬谷地内線（南東側道路）の主要交差点となりうる東西方向の区画街路との交差部付近等（前述図の ○ 位置）における交差点需要率などの算定を行います。
- ③ 歩行者の安全についても、南東側道路の歩車道分離の実態又は計画や交通安全施設の設置の実態又は計画などを踏まえ、予測を行います。

なお、歩行者交通量については、上述の「(2)③」の検討を行うに際しては、必ずしも現地調査を必要としません。なお、瀬谷地内線（南東側道路）に限らず、工事用車両運行ルートや関係車両の主要走行ルートに該当する道路においては、歩車道分離の実態や、横断歩道等の交通安全施設の実態について現状を把握する予定です。また、関係車両走行ルートを横断する人の流れの把握の一環として、通学、通勤などでの利用実態について、現地踏査により把握します。

【参考】

→関連の方法書における記述(p. 7-76(9) 予測地点)は以下のとおりであり、交差点交通量調査を行う場所以外の関係車両走行ルート沿道における予測も行う予定です。

①交通混雑、②歩行者・自転車の安全

図 7. 2-10 に示す………走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）並びにこれらのルート沿道とします。